

社会福祉法人 千歳市社会福祉協議会機器貸出要綱

平成 29 年 6 月 30 日 制 定

（目的）

第 1 条 この要綱は、コミュニティの健全な発展のために地域づくりや公益活動を行う団体を支援するため、社会福祉法人千歳市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が所有する機器（以下「機器」という。）を貸出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

（機器の種類）

第 2 条 貸出す機器は、別表のとおりとする。

（保管・貸出し場所）

第 3 条 機器の保管・貸出し場所は、本会事務所（千歳市東雲町 1 丁目 1 1 番地）とする。

（貸出し対象団体）

第 4 条 貸出しは、次の各号のいずれかに該当する団体及び個人（以下「団体等」という。）に行うものとし、営利目的、政治や宗教上の活動を主たる目的とする団体等には貸出しは行わない。

- （１） 町内会及びそれに付随する各種団体等
- （２） NPO、ボランティア団体、社会教育関係団体、福祉関係団体、市民活動団体、スポーツ文化団体
- （３） 行政機関
- （４） その他会長が特に必要と認めた団体等

（利用料金）

第 5 条 利用料金については、無料とする。ただし、利用期間に係る機器の維持管理に要する費用は、機器使用者が負担するものとする。

（申請受付）

第 6 条 機器の貸出しを希望する団体等は、利用しようとする 1 週間前までに申請するものとする。ただし、1 週間前が本会の休業日の場合は、その翌日からとする。

（申請受付時間）

第 7 条 機器貸し出し申請時間は、本会の就業時間内とする。

（申請の方法）

第 8 条 貸出しを希望する団体等は、別に定める機器利用申請書に必要事項を記入し、提出することとする。

（貸出し及び返却日時）

第 9 条 貸出し及び返却については、次のとおりとする。

- (1) 貸出しは、利用日の前日（本会休業日の場合は、その前日）、返却は、利用日の翌日（本会が休業日の場合、その翌日若しくは直近の営業日）とする。ただし、特別の事情があり貸出し又は返却日を変更したい場合は、申請時に申し出ることにより変更することができる。
- (2) 貸出し期間は1週間以内とする。ただし、期間の延長を申し出た場合は最長2週間の範囲内で認めることとする。
- (3) 貸出し及び返却時間は、本会の就業時間内とする。

（搬出・搬入）

第10条 機器の搬出・搬入について必要な人数と車両を確保した上で、機器使用者が行うものとする。

また、搬出時には、機器の取扱い及び清掃方法等の説明を受け、事故等の発生防止に努めること。

（機器管理上の注意）

第11条 機器に関して、申請した目的以外の使用は認めない。また、権利を他の団体等に譲渡又は貸与してはならない。

- 2 機器及び付属品を損傷・破損又は紛失した場合は、貸付を受けた団体等において原状に復するか、若しくは原状回復に相当する額を弁償しなければならない。
- 3 使用した機器や付属品は必ず清掃して返却することとし、未実施の場合や不十分な場合には当該団体等において再清掃するか若しくは相応の清掃費用を徴収する場合がある。

（貸出しの取り消し）

第12条 承諾の条件に違反したとき、虚偽や不正手段によって承諾を得たことが判明した場合には、貸出しの取り消し又は以後の貸出しは行わないものとする。

（損害の補償等）

第13条 本会は、機器の使用において利用者及びイベントの参加者等が被った被害や損害に対する賠償責任を負わない。また、第三者に対する賠償責任についても同様とする。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

別 表

- 1 ポップコーン製造機
- 2 ビデオ (DVD)
- 3 ビデオ DVD デッキ
- 4 ビデオプロジェクター
- 5 パソコンプロジェクター
- 6 スクリーン
- 7 ワイヤレスアンプセット
- 8 卓上麻雀セット
- 9 社協テント
- 10 日赤テント
- 11 日赤炊飯釜
- 12 インバータ、発電機
- 13 会議用イス・テーブル